

佐野市教育大綱

平成28年3月

栃木県佐野市

目次

1	はじめに	1
2	根拠法令	1
3	計画期間	1
4	大綱の基本方針	2
5	主な取組	3
	参考資料	7

1 はじめに

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この中で、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、すべての地方公共団体に首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置することが規定されました。この会議において、首長と教育委員会との連携を強化し、首長が教育行政に連帯して責任を構築するため、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが求められています。

佐野市では、平成19年3月に「育み支え合う人々、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」を将来像とした「佐野市総合計画」を策定いたしました。現在は将来像を実現するために平成26年度から4年間の計画として「後期基本計画」によるまちづくりを進めているところです。市の最上位計画であります総合計画基本構想及び基本計画と整合性を図ることから、この後期基本計画の基本目標の一つである「豊かな心を育む教育・文化づくり」に定められている施策を大綱の柱として策定します。

2 根拠法令

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定します。

3 計画期間

教育大綱の対象期間は、佐野市総合計画後期基本計画の期間と整合を図るため、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間とします。

※教育を取り巻く環境の変化や施策の進展状況などを踏まえ、佐野市総合計画との整合を図りながら、適宜見直しを行います。

4 大綱の基本方針

佐野市総合計画後期基本計画に基づき、次の6つを基本方針とします。

【基本方針1】

特色ある教育と心の教育を推進します

【基本方針2】

安全で安心して学べる教育環境を整備します

【基本方針3】

学校・家庭・地域連携により教育力の向上を図ります

【基本方針4】

生活を豊かにする生涯学習を推進します

【基本方針5】

歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動を推進します

【基本方針6】

生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備を図ります

5 主な取組

それぞれの基本方針を踏まえた主な取組は次のとおりです。

基本方針1 特色ある教育と心の教育を推進します

①学校教育活動の充実と特色ある教育の推進

- ・各学校の実態を分析し、課題の解決につながる教育課程の編成などにより、特色ある学校運営を推進します。
- ・さわやか教育指導員やさわやか健康指導員を適切に配置し、効果的に学習支援や相談事業を行います。

②教職員の資質の向上

- ・各校が抱える課題に対応するための教員研修を実施します。
- ・ICT研修など時代の変化に対応した研修を実施します。

③小中一貫教育の推進

- ・小中合同の学校行事を行うことにより、児童の中学校への適応力を育み、進学不安を軽減します。
- ・小学校と中学校の外国語指導の連携を進めるため、ALT（外国語指導助手）によるヒアリングや表現力などの指導の充実を図ります。
- ・小中学校教員が相互に授業を行うことなどにより、それぞれの指導方法を理解し、小中一貫教育に対応した指導力を高めます。

④特別支援教育の推進

- ・個別の指導計画等を作成し、一人一人のニーズに応じた特別支援教育の指導のあり方を検討します。
- ・特別支援学級支援員を適切に配置し、特別支援学級における指導の充実を図ります。

基本方針2 安全で安心して学べる教育環境を整備します

①安全で快適な学校施設の整備

- ・学校施設の耐震補強工事を計画的に実施します。
- ・学校施設の設備を改修し、基準に適合したものに改善します。
- ・学校給食において、アレルギー対応を推進するとともに、事故の防止を図ります。

②小中学校の適正配置の推進

- ・良好な学習環境を保持するため、小中学校適正配置等基本計画を策定し、小中学校の適正規模、適正配置を推進します。

③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実

- ・PTA活動等により、通学路の危険個所を把握し、改善に努めます。
- ・児童生徒の登下校の際に、学校安全支援ボランティア等と連携し、見守り指導などを行い、校外での安全を確保します。

④教育の機会均等に資する奨学金制度の拡充

- ・奨学金制度の内容を検討し、利用しやすい制度とすることにより、教育の機会の拡充に努めます。

基本方針3 学校・家庭・地域連携により教育力の向上を図ります

①いじめ「ゼロ」を目指す取組の推進

- ・道徳教育や心の教育などを通して、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にすることを高めます。
- ・いじめ問題解決のために、学校や家庭が外部識者に相談できる体制を構築します。
- ・小中学校と保護者や地域が連携を図り、いじめの防止、早期発見、問題解決に取り組めます。

②家庭での教育力の向上

- ・各学校においてPTA研修を開催し、家庭の教育力の向上に努めます。
- ・講座や情報誌等により、家庭教育の事例を紹介し、家庭での教育の啓発を図ります。

③地域での教育力の向上

- ・部活動の指導者バンクの導入を進めるなど、地域の人たちが学校支援ボランティア活動に積極的に参加できるよう登録制度の充実を図ります。
- ・中学生マイ・チャレンジ（職場体験）事業などのキャリア教育の推進のため、事業者との連携を図ります。
- ・放課後こども教室を継続し、地域の人たちとの交流を推進します。

基本方針4 生活を豊かにする生涯学習を推進します

①学習情報及び場の提供

- ・両毛広域生涯学習ネットワーク推進協議会などの活動を通して、近隣市町と連携し、多様な学習情報の提供に努めます。

- ・学習施設の改修により、利用しやすい環境の整備に努めます。

②学習内容の向上

- ・市民スタッフとともに、市民大学などの講座の企画や運営を行い、内容の充実を図ります。
- ・楽習講座の進め方などを学ぶ講師養成講座を実施することにより、楽習講師の資質の向上を図ります。

③学習成果を活かす取組

- ・若年層の人材発掘や、生涯学習ボランティアの登録を促進し、楽習出前講座などで講師として活躍できる人材の育成に努めます。
- ・フォーラム、公民館まつり、市民大学等、学習成果を公表する機会を提供し、学習成果の還元を促進します。

④青少年の健全育成

- ・研修会などにおいて、自然体験を始めとした体験的な学習活動の場を提供し、子どもの社会性や豊かな感性を養います。
- ・青年団体が企画する教養講座などの学習活動を支援し、自ら学び成長しようとする人材を育成します。

基本方針5 歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動を推進します

①地域の歴史・文化の理解の促進

- ・唐沢山城跡に関するパンフレット等を作成し、理解啓発を図ります。
- ・郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館、吉澤記念美術館において開催する企画展、講座の充実を図ります。
- ・田中正造翁の資料の充実を図ります。

②文化財の適切な保存と継承

- ・唐沢山城跡保存管理計画を策定し、整備と活用に努めます。
- ・指定文化財のデータベース化、文化財要覧の作成、文化財の保存修復を推進し、災害時の対応や管理費助成等の制度の拡充を検討します。
- ・国指定重要文化財「伊藤若冲《菜蟲譜》」の公開と活用の方策を検討します。
- ・郷土芸能の後継者育成のため、継承団体の出演できる場と機会を提供します。

③文化・芸術に触れる機会の充実

- ・文化施設、吉澤記念美術館等について、照明音響設備等の特殊設備の更新を図るとともに、バリアフリー化と長寿命化の視点から保全及び改修を推進します。

- ・郷土博物館の展示収蔵保管機能を維持するため、空調設備の更新を行います。
- ・次代を担う子どものため、子ども芸術鑑賞事業の充実を図ることを検討します。
- ・吉澤記念美術館における子どもや障がい者の鑑賞者の増加に向けて、関係機関等との連携を図ります。

④文化・芸術活動の促進

- ・文化振興の基本方針の作成に向けて、各種団体の自立化の目標を設定します。
- ・文化協会や公益財団法人佐野市民文化振興事業団の事業運営が円滑に行えるように支援します。

基本方針6 生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備を図ります

①生涯スポーツの推進

- ・広報紙やスポーツガイドブックなどにより、生涯スポーツの啓発を行うとともに、より多くの方にスポーツに親しんでもらえるよう、スポーツ教室等の事業の充実を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブや体育協会と連携し、地域スポーツを支える団体の活性化を図ります。
- ・指導者講習会等を開催し、スポーツ指導者の指導力向上を図ります。

②競技スポーツの推進

- ・優れた外部指導者を招き、選手の能力を引き出す環境の整備に努めます。
- ・スポーツリーダーバンクの指導者を指導者研修会などに派遣し、指導力の強化を図ります。

③スポーツ施設の整備と運営

- ・点検と計画的な修繕により、施設の長寿命化を図るとともに、機能や特性に応じた施設の整備に努めます。
- ・指定管理者の専門性を活かし、施設の効率的・効果的な運営を行います。

参考資料

1 関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。